

◎新潟県告示第1124号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン（通称名：3-MMA、3-Methylamphetamine）及びその塩類
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン（通称名：N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone）及びその塩類
- (3) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-4en-PINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和5年10月27日